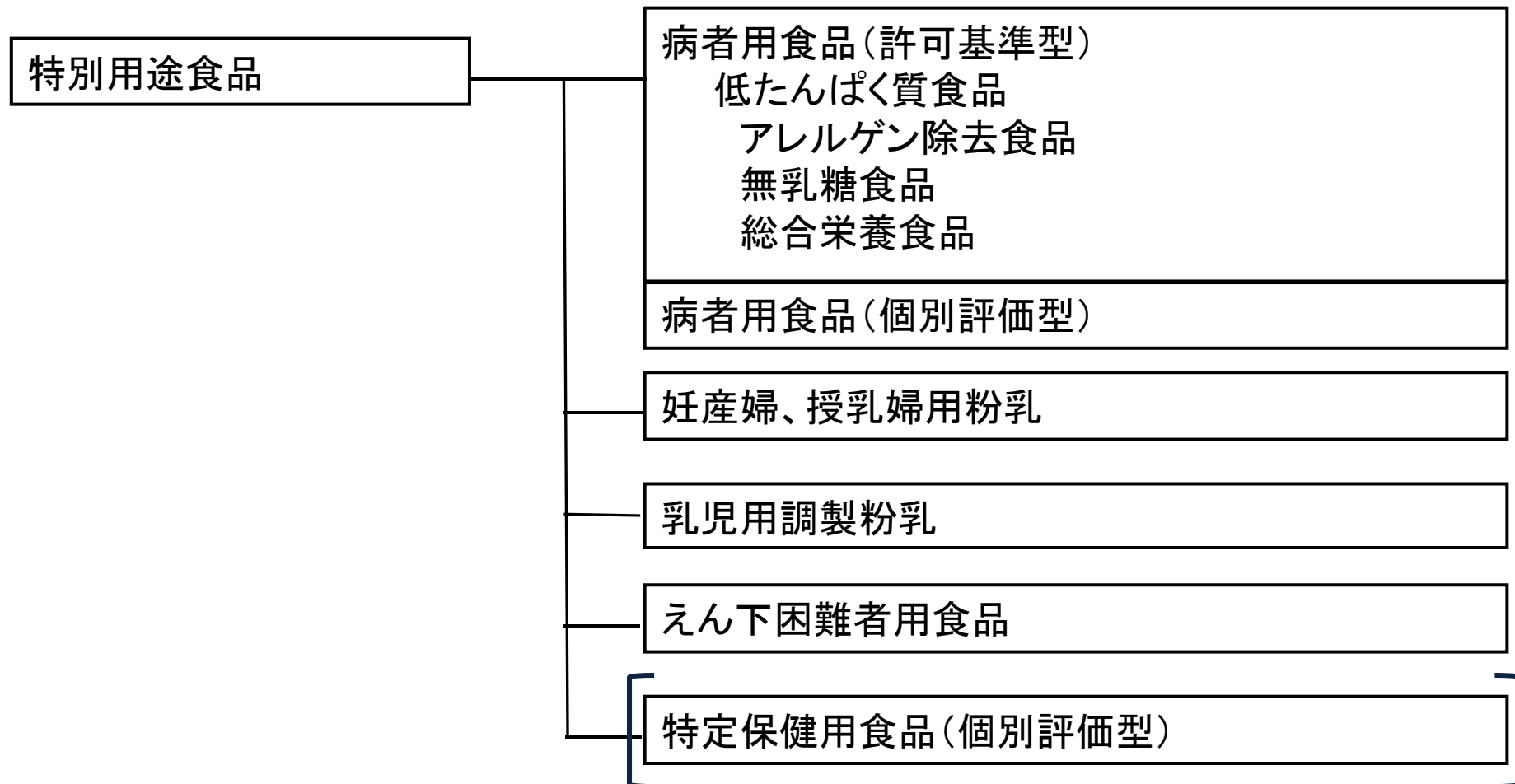


## Ⅱ－① 特別用途食品とは

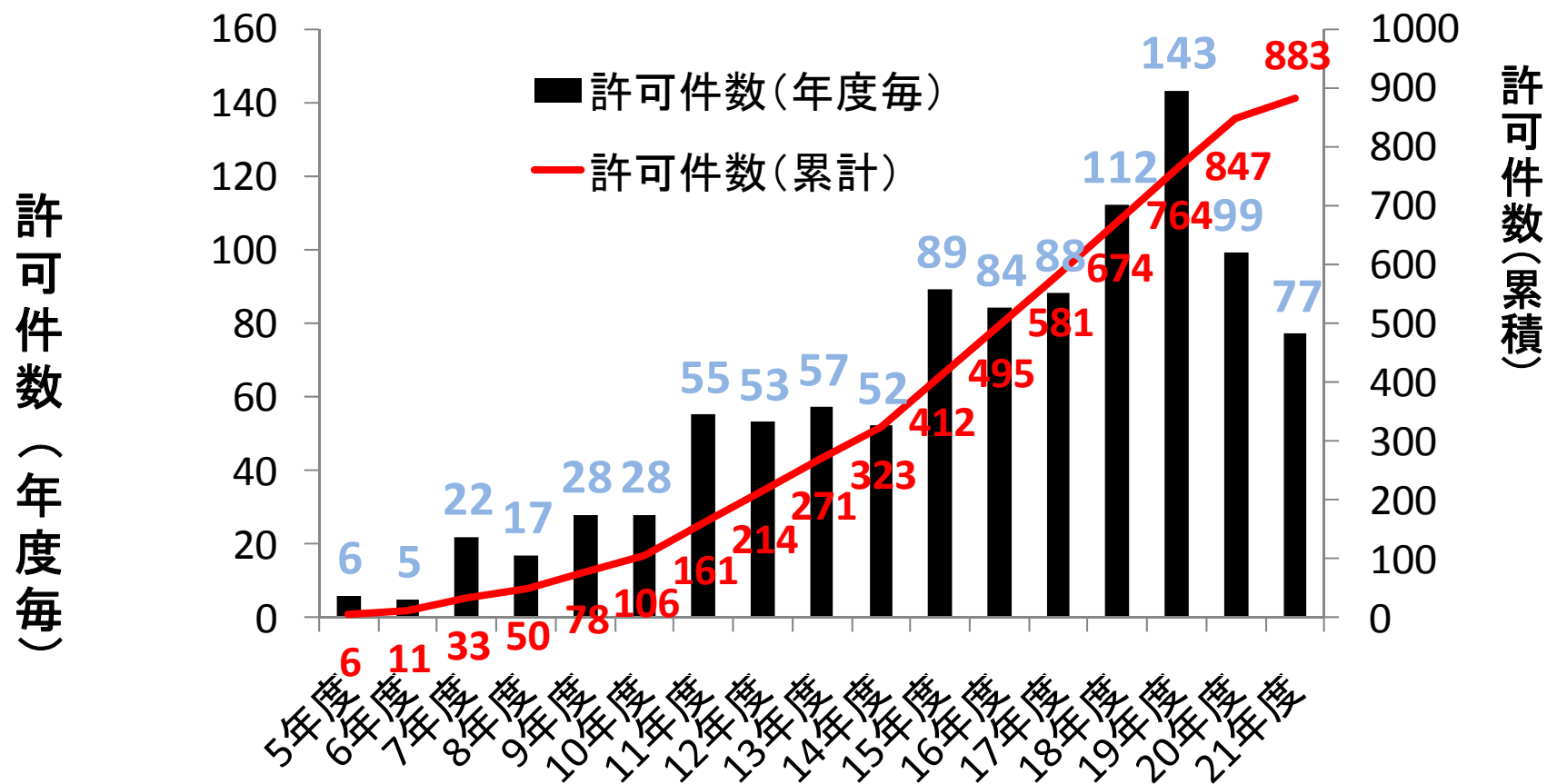
- ・特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品がある。病者などの発育、健康の保持・回復に適するという特別の用途を表示して販売される食品。
- ・表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を実施。



## Ⅱ－② 特定保健用食品とは

- ・特定保健用食品とは、体調調節機能を有する成分を含み、食生活において特定の保健の目的で摂取をするものに対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品。
- ・現在、883件の食品が特定保健用食品の許可を受けている。

《特定保健用食品の許可件数の推移》

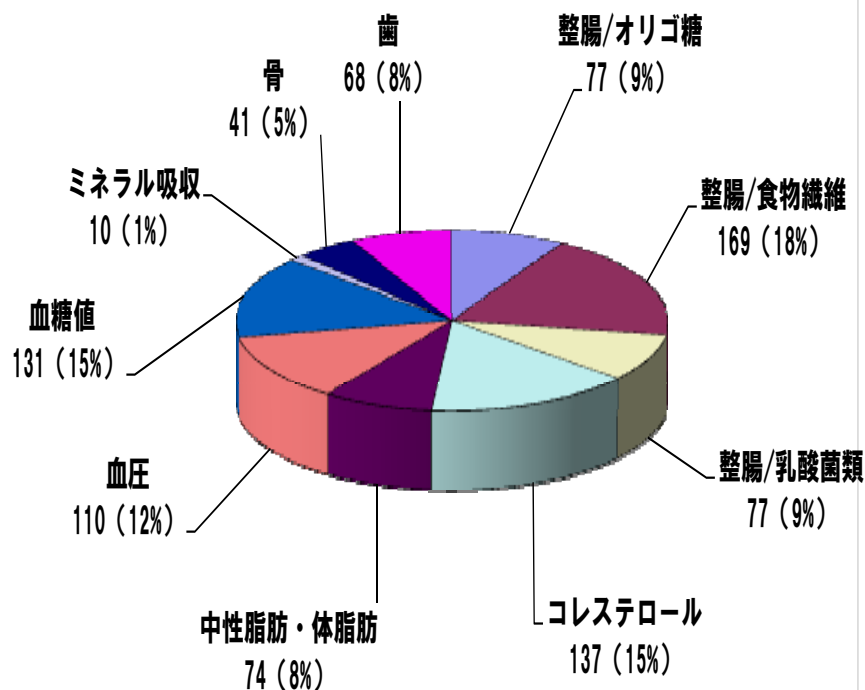


## Ⅱ－③ 特定保健用食品の許可品目の内訳

- ・制度開始当初は、整腸作用関連の食品が大多数を占め、その後も大きな割合を占めている。
- ・最近では、体脂肪関連の食品の許可が増加傾向にある。

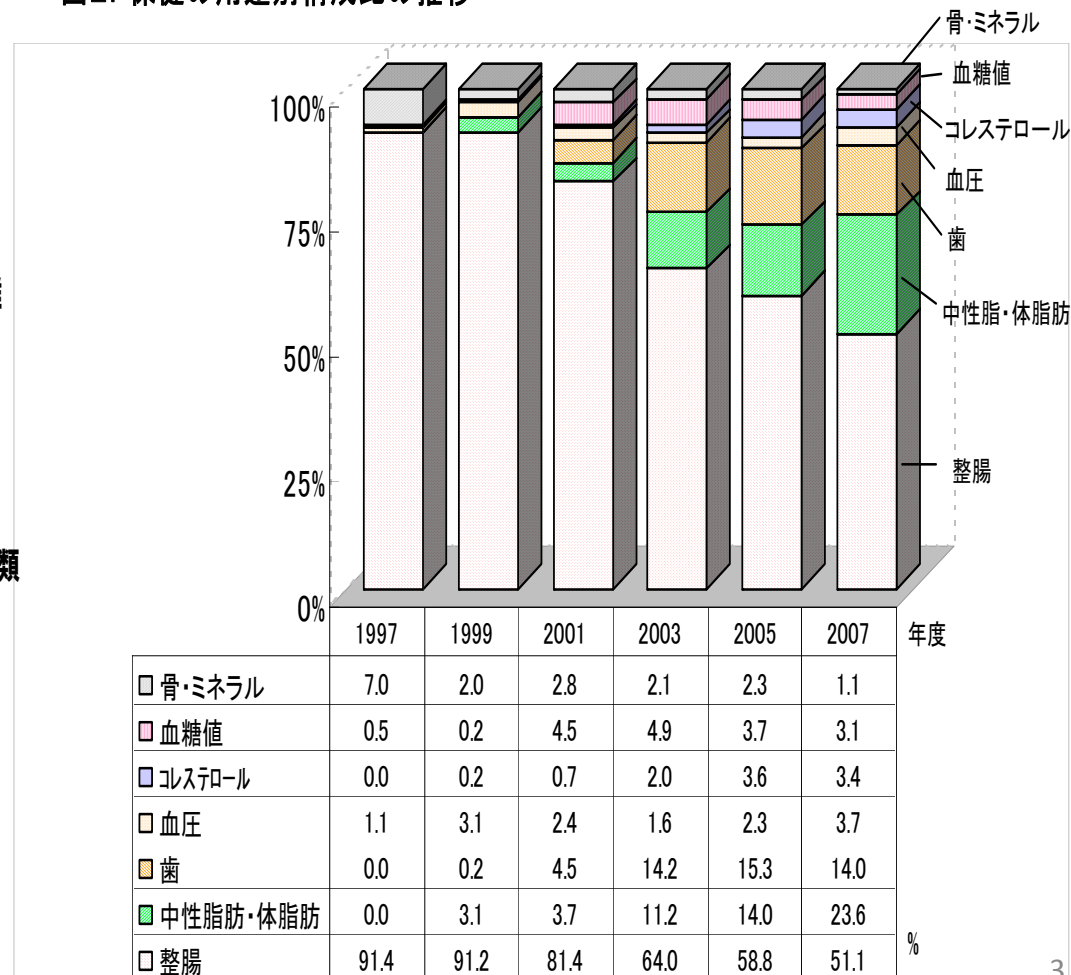
《特定保健用食品許可品目数～保健の用途別～》

(平成21年8月27日)



出典 (財)日本健康・栄養食品協会

図2. 保健の用途別構成比の推移

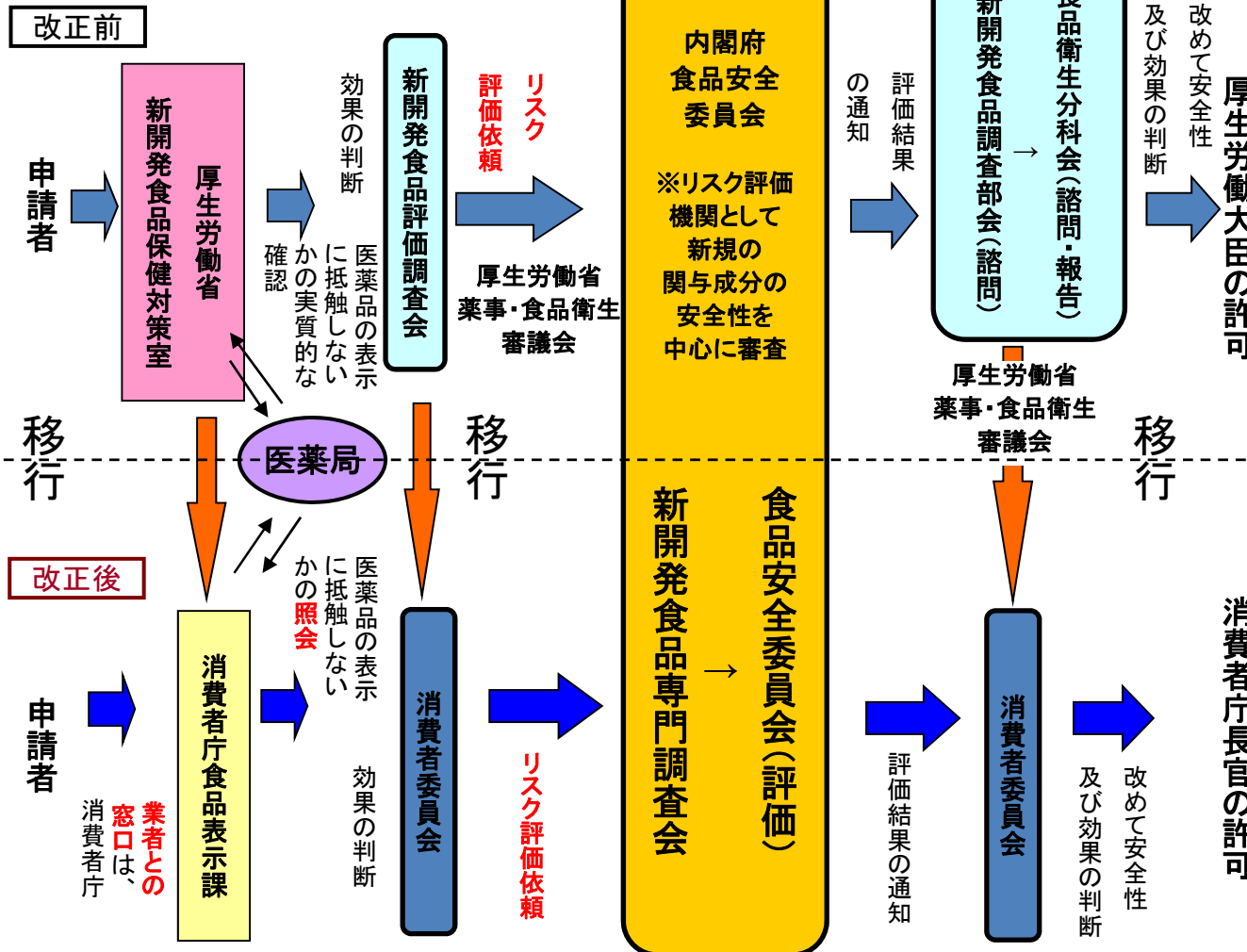


出典 (財)日本健康・栄養食品協会

## Ⅱ－④ 特定保健用食品の許可手続

- ・食品を特定保健用食品として販売するには、個別に特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する審査を受け、国の許可を得なければならない。
- ・本年9月以降、特定保健用食品の許可事務は、厚生労働省から消費者庁へ移管。消費者庁は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、許可を行うこととなった。

### 《審査手続きの流れ》



### 《特定保健用食品の許可要件》

(特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領)

- **有効性の要件**
  - ・健康の維持増進に寄与することが期待できる
  - ・保健の用途に係る科学的根拠が明らか
  - ・適切な摂取量が設定できる
  - ・日常的に食される食品である
- **安全性の要件**
  - ・食品又は関与成分が安全なものである
- **その他**
  - ・関与成分についての試験方法が明らか
  - ・食品として含有する栄養成分の組成を損なわない
  - ・薬事法に抵触しない

## II - ⑤ 新たな形態の特定保健用食品制度

「『健康食品』に係る今後の制度のあり方に関する検討会」の提言を踏まえ、平成17年2月より、新たな形態の特定保健用食品制度が実施された。

### 条件付き特定保健用食品

(カッコ内の件数は平成21年10月31日現在)

現行の特保の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品を条件付きで特保として許可する。(1件)

許可表示:「〇〇を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、△△に適している可能性がある食品です。」



### 規格基準型特定保健用食品

特保としての許可実績が十分である等科学的根拠が蓄積されており、事務局審査が可能な食品について規格基準を定め、審議会の個別審査なく許可する。(28件)

### 疾病リスク低減表示

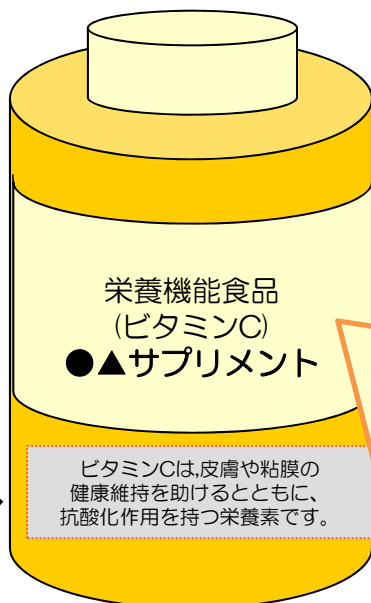
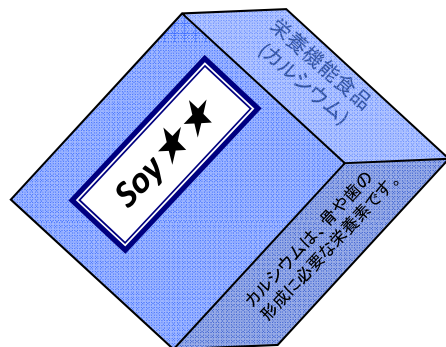
関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合(カルシウムと骨粗鬆症、葉酸と神経管閉鎖障害など)、特保の許可において表示を認める。(10件)

(これまでに定められた規格基準)

区分	関与成分	表示できる保健の用途
I (食物繊維)	難消化性デキストリン(食物繊維として) ポリデキストロース(食物繊維として) グアーガム分解物(食物繊維として)	〇〇(関与成分)が含まれているのでおなかの調子を整えます。
II (オリゴ糖)	大豆オリゴ糖 フラクトオリゴ糖 乳果オリゴ糖 ガラクトオリゴ糖 キシロオリゴ糖 イソマルトオリゴ糖	〇〇(関与成分)が含まれておりビフィズス菌を増やして腸内の環境を良好に保つので、おなかの調子を整えます。
III (食物繊維)	難消化性デキストリン(食物繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。

## Ⅱ－⑥ 栄養機能食品とは

- ・栄養機能食品とは、食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取する者に対し、当該栄養成分の機能の表示をするもの。
- ・栄養機能食品として販売するためには、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要がある。
- ・個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度となっている。



### 《パッケージ表示例》

商品名：●▲

栄養機能食品(ビタミンC)

ビタミンCは皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

名称：ビタミンC含有食品

原材料名：……、……、……

賞味期限：欄外に記載

内容量：○○g

製造者：△△株式会社

栄養成分表示：1粒当たり

エネルギー○Kcal、たんぱく質○g、脂質○g、炭水化物○g、ナトリウム○g、  
ビタミンC○mg

1日当たりの摂取目安量：1日当たり2粒を目安にお召し上がり下さい。

摂取の方法及び摂取をする上での注意事項：本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守って下さい。

1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合：ビタミンC○%

調理又は保存の方法：保存は高温多湿を避け、開封後キャップをしっかり閉めて早めにお召し上がり下さい。

本品は特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官により個別審査を受けたものではありません。

## Ⅱ－⑦ 栄養機能食品の種類

栄養機能を表示するための基準が定められている栄養成分は、現在のところ17種類(ビタミン12種類、ミネラル5種類)

(ビタミン) : ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンB<sub>2</sub>、  
ビタミンB<sub>6</sub>、ビタミンB<sub>12</sub>、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、葉酸

(ミネラル) : 亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム

《栄養機能表示及び注意喚起表示の例》

栄養成分	栄養機能表示	注意喚起表示
ビタミンA	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 妊娠3ヶ月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
ビタミンC	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
カルシウム	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。